

## 第1章

# 新たな要求事項に漏れなく対応を IFRS18号の概要と 適用までのスケジュール

(株)ディーパ  
公認会計士

吉住 浩太郎

### 【この章のエッセンス】

●IFRS18号では、PLの区分・小計、営業費用の分析、MPMの注記など、新たな要求事項が導入されている。

●多くのIFRS適用企業では、IFRS18号ベースの表示・開示案の詳細化に着手していると考えられ、検討漏れが残らないよう論点を整理することが重要となる。

## IFRS18号の概要および適用初年度の開示

### (1) IFRS18号の要求事項

2024年4月に国際会計基準審

議会(以下、「IASB」という)より

公表されたIFRS18号「財務諸表における表示及び開示」(以下、「IFRS18号」という)は、2027年1月1日以後開始する事業年度から強制適用される。表示・開示に関する現行基準であるIAS1号「財務諸表の表示」(以下、「IAS1号」という)の多くはIFRS18号に引き継がれているが、主として次の新たな要求事項が導入されている。

なお、本特集では資産への投資または顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動としない企業を前提に解説する。また、IFRS18号は表示・開示に関する基準であり、その適用によっても、基本的に純損益として認識される金額自体に変更はない。

① 純損益計算書(以下、「PL」という)の区分および小計

・収益および費用を、5つの区分(営業、投資、財務、法人所得税、非継続事業)に分類して表示する(IFRS18号47項)。

・当該区分を踏まえ、営業損益、財務および法人所得税前損益の小計を表示する(IFRS18号69項)。

② 集約および分解の原則—全般

・新たに定められた基本財務諸表(以下、「本表」という)および注記の役割に基づき、情報を本表または注記のいずれに含めるかを決定する(IFRS18号15項〜17項)。

・新たに定められた集約および分解の原則を適用するために、項目を

その特徴に応じて集約、分解する(IFRS18号41項)。たとえば、「その他」という名称は、より有益な名称がない場合に限り用いること(IFRS18号B25項)等が求められている。

③ 集約および分解の原則—営業費用の分析

・PLの営業区分では、費用の性質または機能のいずれか、または両方の特徴を用いて、費用を最も有用な体系化された方法で分類し、表示する(IFRS18号78項)。

・PLの営業区分において、機能別分類により費用科目を一つ以上表示した場合、減価償却、償却、従業員給付、非金融資産の減損(および戻入れ)、棚卸資産の評価減(および戻入れ)の5項目(以下、「特定5項目」という)について性質別に分解した情報を単一の注記で開示する。あわせて、各合計額が営業区分の各表示科目に含まれる金額および営業区分以外で当該金額を含む表示科目を開示する(IFRS18号83項)。

④ 経営者が定義した業績指標(Management-defined Performance Measures)。以下、「MPM」として注記